



安全衛生

あれこれ

40

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田稔久

安全衛生の記念日や週間等の行事をお忘れなく

ホテルに滞在中、部屋番号を忘れたことはありませんか？私はその番号を安衛法令の条文に置き換えて覚えています。先日は663号室でした。安規第66条は、施工現場等における請負人の義務を示した条文です。因みに内容は「請負人は、法令で示された開口部等の危険な状態を知った時は、注文者（元請）に連絡する」です。

条文の内容が分からなければスマホで調べます。この過程を踏むと部屋番号だけでなく条文も覚えることが出来て一石二鳥です。

さて、今年度も安全衛生に関する記念日、週間、月間等が厚生労働省や災防団体で示され、啓発行事等が行われます。忘れないように手帳に記したのが別掲です。行事等を起爆剤に安全衛生対策を一層推進したいものです。

この中で注目して欲しい行事が、9月の「職場の健康診断実施強化月間」です。厚労省の広報の通達がいつも月間の直前で、その通達と啓発リフレットに気付かれなかつた方も多いと思います。そこには、健康管理の重要なポイントと詳細を知るための検索

先が掲載されています。今も厚労省ホームページ内に掲載中ですので、健康経営に努める事業者や労働衛生スタッフにはご覧いただくことをお勧めします。私はこのリーフレットで「アイフレイル」を知り、中高年層の安全衛生指導に役立てたいと思いました。ところで、災害の発生状況と防止活動の重要性から、次の事柄を記念日や行事等に加えてはどうかと考えました。

①「3大産業機械の日」

3月3日…災害が繰り返されるクレーン、建設重機、オーバーリフトを3大産業機械とし、安全対策を考える日とします。月日は3と産の語呂合わせです。

②「107条の日」

10月7日…機械の挟まれ灾害対策として誤起動防止のノウハウが記されている安規第107条をPRします。月日は条文そのままです。

③「指差し呼称の日」

10月14日…旧国鉄が始めた安全確認手法であり、国鉄に敬意を表して、鉄道開業の日としました。

各社、同業者でもオリジナルの記念日等を創作し、啓発活動を行つてはいかがでしょうか。

(別掲)

令和5年度の各種行事等		
期日・期間	行 事 名 称	備 考
4月7日	世界保健デー	WHOが制定
4月28日	労働安全衛生世界デー	ILOが制定
5月1日～9月30日	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	
7月1日～7日	全国安全週間	7月1日は国民安全の日
9月1日	防災の日	
9月1日～30日	職場の健康診断実施強化月間	9月は健康増進普及月間、粉じん障害防止総合対策推進強化月間
9月10日～16日	自殺予防週間	9月10日世界自殺予防デー(WHOが制定)
9月27日～29日	全国産業安全衛生大会	名古屋で開催
10月1日～7日	全国労働衛生週間	
11月1日～30日	過労死等防止啓発月間	過重労働解消キャンペーン
11月5日	津波防災の日	世界津波の日(国連が制定)
12月1日～31日	職場のハラスメント撲滅月間	
12月1日～1月15日	年末年始無災害運動	
12月1日～4月30日	安全衛生教育促進運動	
3月1日～31日	自殺対策強化月間	
3月6日	36協定の日	労組の連合が制定

(注1) 政府、災防団体以外の機関が主催する行事等は備考欄にその旨を記しました。

(注2) スペースの都合で交通事故と火災関係は省略しています。